

亡くなられた方についての主な手続きを記載しています。
 役場窓口に来られる方の本人確認書類は、マイナンバーカードや運転免許証等をご持参ください。
 続柄等によっては、委任状が必要な場合がありますので、あらかじめご了承ください。

分類	チェック	手続き・項目	対象者（亡くなられた方）	死亡日から の 手続き期限	手続きに必要なもの等	担当課
住民	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	世帯主	14日以内	○窓口に来られる方の本人確認書類 ※死亡届出時に、電話等で確認が済んでいる方と世帯員が2人以下の場合は手続きは不要です。新しい世帯主が窓口へ来ることができないときは委任状が必要です。	役場1階 住民課住民班 ☎0479-84-1214
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返却	左記の交付を受けていた方（返却希望者のみ）	—	○印鑑登録証 ※亡くなられた方の印鑑登録は抹消されません。返却を希望される場合は窓口までお願いします。	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・住民基本台帳カード・通知カードの返却	左記の交付を受けていた方（返却希望者のみ）	—	○マイナンバーカード・住民基本台帳カード・通知カード ※亡くなられた方の各種カードは無効となります。マイナンバーカード・通知カードは、他の手続きでマイナンバーが必要となる場合がありますので、しばらく保管していただき、返却を希望される場合は窓口までお願いします。	
	<input type="checkbox"/>	パスポートの返却	有効期限内のパスポートをお持ちの方	すみやかに	○有効期限があるパスポート ○亡くなられた事実がわかる書類（死亡診断書の写し、戸籍謄抄本、住民票の除票） ※確認書類はコピー可	
健康保険・国民年金	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証の変更・返却		—	○国民健康保険被保険者証	役場1階 住民課国保年金班 ☎0479-84-1214
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の葬祭費の申請	国民健康保険加入者	葬儀を行った翌日から2年以内	○葬祭費支給申請書 ○亡くなられた方の保険証 ○喪主の印かん ○喪主の振込口座 ○亡くなられた方と喪主のマイナンバーがわかるもの ○会葬礼状または葬儀の領収書（喪主の氏名が確認できるもの）	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証の返却		—	○後期高齢者医療保険被保険者証	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険の葬祭費の申請	後期高齢者医療保険加入者	葬儀を行った翌日から2年以内	○喪主の印かん ○喪主の振込口座 ○会葬礼状または葬儀の領収書（喪主の氏名が確認できるもの）	
	<input type="checkbox"/>	国民年金被保険者の死亡届及び給付請求	国民年金加入者	手続きの種類により異なります	手続きの種類により異なりますので、詳しくは右記へお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/>	国民年金被保険者の死亡届及び未支給請求	国民年金のみの受給者	5年以内	※請求者の住民登録地での手続きとなります。	

分類	チェック	手続き・項目	対象者（亡くなられた方）	死亡日から の事務期限	手続きに必要なもの等	担当課
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の返却	介護保険加入者	—	○介護保険被保険者証 ○窓口に来られる方の本人確認書類	役場1階 福祉課介護班 ☎0479-84-1257
	<input type="checkbox"/>	各種認定証等の返却 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	左記の交付を受けていた方	—	○交付を受けていた各種認定証	
	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費の振込口座変更	左記サービス費の支給を受けていた方	—	○ご遺族の印かん ○ご遺族の振込口座 ※振込先が亡くなられたご本人名義となっていた場合は、ご遺族の名義に変更をお願いします。	
福祉	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置貸与辞退届・装置返却	緊急通報装置利用者	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん ○撤去した緊急通報装置機材一式 ※機材については、福祉課でご自宅まで撤去作業に伺うことも可能ですので、ご相談ください。	役場1階 福祉課社会福祉班 ☎0479-84-1257
	<input type="checkbox"/>	身体障害者・精神障害者保健福祉・療育手帳の返還届	左記手帳をお持ちの方	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん ○障害者手帳	役場1階 福祉課障害福祉班 ☎0479-84-1257
	<input type="checkbox"/>	身体障害者・療育手帳の記載事項変更届	左記手帳に記載されている保護者	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん ○身体障害者手帳または療育手帳 ○新たに保護者となる方の本人確認書類	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（精神通院医療）の返還届	左記受給者証をお持ちの方	すみやかに	○受給者証	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者（児）医療費助成受給券の返還届	左記受給券をお持ちの方	すみやかに	○受給券 ○窓口に来られる方の印かん ○親族の振込口座	
	<input type="checkbox"/>	福祉手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当）の喪失・未払い手当の請求	左記手当を受給していた方	14日以内	○窓口に来られる方の印かん ○同居親族の振込口座 ○亡くなられたことがわかる書類（住民票の除票等）	
	<input type="checkbox"/>	ねたきり身体障害者福祉手当、在宅重度知的障害者福祉手当の喪失届	左記手当を受給していた方	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん ○同居親族の振込口座	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の喪失・未払い手当の請求	対象児童または受給者	14日以内	【対象の児童が亡くなられた場合】 ○受給者の印かん ○特別児童扶養手当証書（黄色の証書）※支給停止者以外の方 【受給者が亡くなられた場合】 ○手当対象児童の印かん ○手当対象児童の振込口座 ○亡くなられたことがわかる書類（住民票の除票等） ○特別児童扶養手当証書（黄色の証書）※支給停止者以外の方	

分類	チェック	手続き・項目	対象者（亡くなられた方）	死亡日から の事務期限	手続きに必要なもの等	担当課
福祉	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養年金の停止または給付の申請	左記共済制度に加入していた方または受給していた方（受給前に障害者が亡くなられた場合も含む）	すみやかに ※給付の申請期限は加入者が亡くなられた後3年以内	手続きの種類により異なりますので、詳しくは右記へお問い合わせください。	役場1階 福祉課障害福祉班 ☎0479-84-1257
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス（通所・地域相談支援・療養介護）の停止	左記受給者証をお持ちの方	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん ○各種障害福祉サービス受給者証（水色の手帳）	
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー利用助成資格の喪失	身体障害者手帳1級・2級または療育手帳○A・○Aの1・○Aの2・Aの1・Aの2をお持ちでタクシーを利用していた方	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん ○同居親族の振込口座 ○タクシーを利用したことがわかる領収書の原本	
	<input type="checkbox"/>	障害者グループホームの家賃助成の中止	左記助成を受けていた方	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん ○親族の振込口座 ○亡くなられたことがわかる書類（住民票の除票等）	
子ども保護者	<input type="checkbox"/>	児童手当未支払請求	児童手当受給者	死亡した翌日から15日以内	○対象児童名義の振込口座（最年長の対象児童） ○対象児童の印かん（最年長の対象児童）	健康づくりセンター「プラム」 健康こども課こども班 ☎0479-82-3400
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給券の返却	左記受給券をお持ちの方	—	○子ども医療費助成受給券 ○保護者の印かん	
	<input type="checkbox"/>	未支払児童扶養手当請求書	児童扶養手当受給者	14日以内	○対象児童の印かん（最年長の対象児童） ○対象児童名義の振込口座（最年長の対象児童） ○児童扶養手当受給者の亡くなられたことがわかる戸籍謄本 ○児童扶養手当証書	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当受給者死亡届				
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費等助成受給券の返却	左記受給券をお持ちの方	—	○ひとり親家庭等医療費等助成受給券 ○申請者の印かん	
	<input type="checkbox"/>	交通遺児手当	交通事故により保護者が亡くなられた児童を養育する保護者	対象児童が義務教育を修了するまで	○警察署長発行の交通事故証明 ○保護者の印かん	
	<input type="checkbox"/>	支給認定変更申請書	保育所を利用する児童の保護者	—	○支給認定変更申請書 ○保護者の印かん	
	<input type="checkbox"/>	児童クラブ加入者または保護者の変更届	児童クラブ加入者または保護者	—	○児童クラブ変更等届出書 ○保護者の印かん	

分類	チェック	手続き・項目	対象者（亡くなられた方）	死亡日から の書類期限	手続きに必要なもの等	担当課
税金	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定 （変更）届出書	固定資産税（土地・家屋）が課税されていた方	死亡届提出後、 およそ3か月以内	○相続人代表者指定（変更）届出書 ○相続人代表者の本人確認書類 ○相続人の印かん ○亡くなられた方との相続関係がわかる書類（戸籍謄本等） ※亡くなられた方の固定資産は、法務局で相続登記手続きが必要です。登記手続きが完了された場合は、指定届出書の提出は不要です。	役場1階 税務課資産税班 ☎0479-84-1212
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車、 小型特殊自動車の 名義変更・廃車	125CC以下の原動機付自転車、ミニカー及び農耕車等の小型特殊自動車を所有していた方	死亡した日から 30日以内	【名義変更】 ○標識交付証明書 ○新たに所有される方の印かん ○窓口に来られる方の本人確認書類 ○亡くなられた方との相続関係がわかる書類（戸籍謄本等） 【廃車】 ○カガ-プレート（車両を処分または町外の方へ譲渡する場合） ○窓口に来られる方の本人確認書類 ○亡くなられた方との相続関係がわかる書類（戸籍謄本等）	役場1階 税務課住民税班 ☎0479-84-1212
農業者年金	<input type="checkbox"/>	農業者年金被保険者の死亡届及び給付請求	農業者年金加入者	・死亡届：10日以内 ・給付請求：死亡した翌日から5年以内	手続きの種類により異なりますので、詳しくは右記までお問合せください。 ※書類の提出先は、JAとなります。	役場1階（東庁舎） 農業委員会 ☎0479-84-1242
	<input type="checkbox"/>	農業者年金被保険者の死亡届及び未支給請求	農業者年金受給者	・死亡届：10日以内 ・給付請求：死亡した翌日から5年以内		または お近くのJA
町営住宅	<input type="checkbox"/>	町営住宅退去届	町営住宅入居者	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん	役場2階（東庁舎） 都市建設課管理計画班 ☎0479-84-1217
	<input type="checkbox"/>	町営住宅入居承認申請				
その他	<input type="checkbox"/>	し尿汲取依頼の変更・取消	し尿の汲取作業を依頼していた方	すみやかに	○窓口に来られる方の印かん	役場2階 環境防災課環境班 ☎0479-84-1216
	<input type="checkbox"/>	水道使用者の名義変更・廃止	持家（マンション）で水道の権利者	すみやかに	給水を継続する場合は名義変更、止める場合は廃止の手続きが必要です。 手続きは水道企業団で行う必要がありますが、環境防災課で連絡先をご案内します。	
	<input type="checkbox"/>	農業集落排水処理施設使用料の名義変更	農業集落排水処理施設利用者	およそ2か月以内	各ご家庭の利用状況により異なりますので、詳しくは右記担当課へお問い合わせください。	